

お知らせ

令和 7 年 2 月  
JAバンク新潟県信連

商品概要説明書の一部改正について

令和 7 年 4 月 1 日付で商品概要説明書の一部改正いたします。  
なお、改正内容の詳細につきましては、別添新旧対照表をご参照ください。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>  
JAバンク新潟県信連 営業部  
TEL : 025 - 211 - 2141



【新】

## 商品概要説明書

当座貯金

(令和7年4月1日現在)

商品名	・当座貯金一般
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手・手形または当会所定の払戻請求書により随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭へ備え置く手数料等一覧に記載します。
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
<b>貯金保険制度 (公的制度)</b>	<b>(省略)</b>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	(省略)
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。</li> <li>・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。</li> <li>・当会は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</li> <li>・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。</li> <li>・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</li> <li>・通帳に記帳いただけていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月11日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li> <li>・呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。</li> <li>・この貯金は、令和7年4月1日より新規口座開設の取扱いを停止しています。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

新潟県信用農業協同組合連合会

【旧】

## 商品概要説明書

当座貯金

(令和4年12月26日現在)

商品名	・当座貯金一般
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手・手形(追加)により随時払い戻しできます。
利息	・無利息となります。
手数料	・小切手・手形用紙代金は店頭へ備え置く手数料等一覧に記載します。
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
<b>貯金保険制度 (公的制度)</b>	<b>(省略)</b>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	(省略)
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。</li> <li>・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当会に対する解約の通知は書面によるものとします。</li> <li>・当会は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</li> <li>・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当会はその支払義務を負いません。</li> <li>・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。</li> <li>・通帳に記帳いただけていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月11日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li> <li>・呈示された手形、小切手は、呈示日の14時までに当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし14時以降に入金した資金であっても、当会が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当会は責任を負いません。</li> <li>・(追加)</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

新潟県信用農業協同組合連合会